

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成25年3月14日(2013.3.14)

【公開番号】特開2012-62020(P2012-62020A)

【公開日】平成24年3月29日(2012.3.29)

【年通号数】公開・登録公報2012-013

【出願番号】特願2010-209784(P2010-209784)

【国際特許分類】

B 6 0 N 2/18 (2006.01)

【F I】

B 6 0 N 2/18

【手続補正書】

【提出日】平成25年1月25日(2013.1.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

シート支持部材と、

第1及び第2の端部を備える前リンクであって、前記シート支持部材の前部に第1の端部が回動自在に連結された前リンクと、

第1及び第2の端部を備える後リンクであって、前記シート支持部材の後部に第1の端部が回動自在に連結された後リンクと、

前記前リンクの第2の端部に回動自在に連結される前部と、前記シート支持部材と前記後リンクとの連結部位よりも後方において前記後リンクの第2の端部に回動自在に連結される後部とを有するフレーム部材であって、シートバックがフレーム部材の後端部に支持される、フレーム部材と、

シートクッションの一部を構成するクッション部材であって、前記フレーム部材に回動自在に連結される前部と、前記後リンクと前記フレーム部材との連結部位よりも前記シート支持部材と前記後リンクとの連結部位から離れた位置で、前記後リンクに回動自在に連結される後部とを有する、クッション部材と、

前記前リンク及び前記後リンクのうちの一方を回動させる回動伝達部材とを備えた、シートリフター装置。

【請求項2】

前記後リンクは、シート幅方向に對向する一対の後リンクであり、

前記シートリフター装置は、梁部材をさらに備え、同梁部材は、前記両後リンクに固着され同後リンクと前記フレーム部材との前記連結部位を提供する一対の軸部と、該両軸部の軸線からはずれた軸線を有して前記両軸部間を延びる偏心部とを有し、

前記クッション部材の後部は、前記偏心部を介して前記両後リンクに回動自在に連結されている請求項1に記載のシートリフター装置。

【請求項3】

前記後リンクは、シート幅方向に對向する一対の後リンクであり、

前記シートリフター装置は、シート幅方向に延在して前記両後リンクに固定される梁部材をさらに備え、同梁部材は、前記クッション部材の後部と前記両後リンクとの一対の連結部位を通る軸線を有し、

前記クッション部材の後部は、前記梁部材を介して前記両後リンクに回動自在に連結さ

れている請求項1に記載のシートリフター装置。

【請求項4】

前記クッション部材は、

前記フレーム部材に回動自在に連結され、クッション部材の前側部を形成するクッションパンと、

クッション部材の後側部を形成するばね部材であって、前記クッションパンに係止される前端部と、前記梁部材に回動自在に係止される後端部とを有するばね部材とを備えた請求項2又は3に記載のシートリフター装置。

【請求項5】

前記クッション部材はクッションパンであり、前記クッションパンの後部は前記梁部材に回動自在に連結されている請求項2又は3に記載のシートリフター装置。

【請求項6】

前記クッション部材の前部を該クッション部材の後部に対し上下動させるチルト機構をさらに備え、前記クッション部材の前部は前記チルト機構を介して前記フレーム部材に連結されている請求項1～5のいずれか一項に記載のシートリフター装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

上記問題点を解決するために、請求項1に記載の発明は、シート支持部材と、第1及び第2の端部を備える前リンクであって、前記シート支持部材の前部に第1の端部が回動自在に連結された前リンクと、第1及び第2の端部を備える後リンクであって、前記シート支持部材の後部に第1の端部が回動自在に連結された後リンクと、前記前リンクの第2の端部に回動自在に連結される前部と、前記シート支持部材と前記後リンクとの連結部位よりも後方において前記後リンクの第2の端部に回動自在に連結される後部とを有するフレーム部材であって、シートバックがフレーム部材の後端部に支持されるフレーム部材と、シートクッションの一部を構成するクッション部材であって、前記フレーム部材に回動自在に連結される前部と、前記後リンクと前記フレーム部材との連結部位よりも前記シート支持部材と前記後リンクとの連結部位から離れた位置で、前記後リンクに回動自在に連結される後部とを有する、クッション部材と、前記前リンク及び前記後リンクのうちの一方を回動させる回動伝達部材とを備えたことを要旨とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

同構成によれば、前記前リンク、前記後リンク及び前記フレーム部材は、該フレーム部材を媒介節（連接節）とする4節回転連鎖を構成する。そして、前記フレーム部材の後部は、前記シート支持部材と前記後リンクとの連結部位よりも後方において前記後リンクの前記第2の端部に回動自在に連結されている。また、前記クッション部材の後部は、前記後リンクと前記フレーム部材との連結部位よりも前記シート支持部材と前記後リンクとの連結部位から離れた位置で、前記後リンクに回動自在に連結されている。従って、前記回動伝達部材により前記前リンク又は前記後リンクを回動させると、これに伴って前記フレーム部材の後部が前記シートバックと一緒に上下動する。このとき、前記クッション部材の後部は、前記後リンクと前記フレーム部材との連結部位よりも前記シート支持部材と前記後リンクとの連結部位から離れている分だけ、大きく上下動する。これにより、例えば小柄な人が前記クッション部材（座面）を上側に大きく移動させたとしても、相対的に前

記シートバックの上側への移動量が抑えられることで、背中のS字カーブとシートバックのS字カーブとを合わせることができる。一方、大柄な人が前記クッション部材（座面）を下側に大きく移動させたとしても、相対的に前記シートバックの下側への移動量が抑えられることで、同様に背中のS字カーブとシートバックのS字カーブとを合わせができる。また、前記クッション部材の後部の上下の調整量に対し、前記フレーム部材の上下の調整量を少なくできるため、その分、前記前リンク及び前記後リンクに要求される強度・剛性を軽減することができる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

請求項2に記載の発明は、請求項1に記載のシートリフター装置において、前記後リンクは、シート幅方向に對向する一対の後リンクであり、前記シートリフター装置は、梁部材をさらに備え、同梁部材は、前記両後リンクに固着され同後リンクと前記フレーム部材との前記連結部位を提供する一対の軸部と、該両軸部の軸線からずれた軸線を有して前記両軸部間に延びる偏心部とを有し、前記クッション部材の後部は、前記偏心部を介して前記両後リンクに回動自在に連結されていることを要旨とする。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

請求項3に記載の発明は、請求項1に記載のシートリフター装置において、前記後リンクは、シート幅方向に對向する一対の後リンクであり、前記シートリフター装置は、シート幅方向に延在して前記両後リンクに固定される梁部材をさらに備え、同梁部材は、前記クッション部材の後部と前記両後リンクとの一対の連結部位を通る軸線を有し、前記クッション部材の後部は、前記梁部材を介して前記両後リンクに回動自在に連結されていることを要旨とする。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

同構成によれば、前記クッション部材（座面）の後部を、前記両後リンク間を橋渡しする前記梁部材を介してより堅固に前記両後リンクに連結することができる。

請求項4に記載の発明は、請求項2又は3に記載のシートリフター装置において、前記クッション部材は、前記フレーム部材に回動自在に連結され、クッション部材の前側部を形成するクッションパンと、クッション部材の後側部を形成するばね部材であって、前記クッションパンに係止される前端部と、前記梁部材に回動自在に係止される後端部とを有するばね部材とを備えたことを要旨とする。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

同構成によれば、座面にかかる着座者の体重を、前記クッションパン及び前記ばね部材の協働で支えることができる。

請求項 5 に記載の発明は、請求項 2 又は 3 に記載のシートリフター装置において、前記クッション部材はクッションパンであり、前記クッションパンの後部は前記梁部材に回動自在に連結されていることを要旨とする。

【手続補正 8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

同構成によれば、座面にかかる着座者の体重を、クッションパン単独で支えるという極めて簡素な構造にできる。

請求項 6 に記載の発明は、請求項 1 ~ 5 のいずれか一項に記載のシートリフター装置において、前記クッション部材の前部を該クッション部材の後部に対し上下動させるチルト機構をさらに備え、前記クッション部材の前部は前記チルト機構を介して前記フレーム部材に連結されていることを要旨とする。